

単身引越サービス利用規約

制定 2019年9月17日

単身引越サービスは、当社が提供する定型の容器を用いて定額で行う運送であり、「標準引越運送約款」ではなく、「標準貨物自動車運送約款（以下「標準貨物約款」といいます）」を適用します。本規約条項は、単身引越サービスについて、標準貨物約款に定めのない事項や不明確な事項について、その内容を明らかにするために定められたものです。

第一条（引受拒絶）

当店は、標準貨物約款及び当店規定により、以下に掲げるものは引受けをお断りします。また、以下に掲げるものについて、申告なく荷物に混入されていた場合、損害賠償の責任は負いません。

- 1 火薬、バッテリー、ガスボンベ等の発火性、引火性、揮発性のあるもの
- 2 不潔な物品等他の荷物に損害を及ぼすおそれのあるもの
- 3 標準貨物約款第9条に掲げる高価品及び貴重品
- 4 荷物1個又は1組の価格が30万円を超えるもの（以下「30万円超過品」といいます）
- 5 クレジットカード、キャッシュカード等のカード類
- 6 仏壇、位牌、遺骨
- 7 銃砲刀剣類
- 8 動植物等の生物
- 9 車検証、パスポート等の再発行が困難なもの
- 10 原稿、フィルム、データ等の再生不可能なもの
- 11 毒物及び劇物類
- 12 精密機械、楽器、陶器、石材製品、ガラス製品等の運送に特殊な設備や知識を要するもの
- 13 食品等の変質もしくは腐敗しやすいもの
- 14 複数の個人情報が入った内容物に含まれたもの

第二条（損害賠償の範囲）

当店は、損害賠償の範囲について、標準貨物約款及び当店規定により以下のとおりとします。

- 1 30万円超過品に対する賠償について
お客様の申告なく、または誤った申告に基づいて、当社が30万円超過品を引受けた場合、その滅失、損傷又は延着について、30万円を超えて損害賠償の責任を負いません。但し、運送契約の締結の当時、荷物が30万円超過品であることを当社が知っていたとき並びに当社の故意又は重大な過失によって30万円超過品の滅失、損傷又は延着が生じたときは、この限りではありません。
- 2 損傷に対する賠償について
当店の責任による荷物の損傷については、専門の修理業者による補修にて対応します。専門の修理業者によって補修が不可能と判断された場合、当店は時価額の範囲内で賠償します。
※標準貨物約款第47条により、補修費用の上限は、荷物の時価額とします。
※時価額とは購入時の金額から経過年数や使用による消耗分（価値が下がった分）を差し引いた金額をいいます。
- 3 電化製品の損傷について
電化製品の内部損傷については、メーカーサービスの診断の結果、明らかに外部衝撃による損傷と認められた場合に限り本条2号に従って補修または時価額の範囲内で賠償します。
- 4 パソコン等のデータに関して
パソコンやサーバー等の運送を依頼いただく場合、事前にデータのバックアップをお取り下さい。本条2号にかかわらず、本体およびデータ記録媒体の破損、滅失によって生じたアプリケーション、データ等の無体物の消失等に対する損害賠償の責任は負いません。
- 5 ダンボール内容物の損傷について
お客様にて梱包されたダンボール内容物の損傷については、当店作業中のダンボールの落下等の痕跡などから、外部衝撃による損傷と認められた場合に限り、本条2号に従って補修または時価額の範囲内で賠償します。
このため、ダンボール内容物の損傷を確認した際は、できる限りそのままの状態でご連絡下さい。
- 6 楽器について
当店は運送に特殊な設備や知識を要する楽器は引受けをお断りします。これに該当しない楽器については、お客様にて専用のハードケースを用意いただくか運送に耐えうる適切な梱包をお願いします。なお、運送に伴い生じた音色の変化等に対する損害賠償の責任は負いません。
- 7 家屋の損傷について
当店の責任による家屋の壁・床等の損傷については、専門の修理業者による部分補修にて対応します。

第三条（遅延等による損害賠償の額）

当店は荷物の遅延等による損害については、以下のとおり賠償します。

- 1 送り状に記載した受取日に受取りをしなかった場合、受取遅延により直接生じた財産上の損害を運賃等の合計額の範囲内で賠償します。
- 2 送り状に記載した引渡日に引渡しをしなかった場合、引渡遅延により直接生じた財産上の損害を運賃等の合計額の範囲内で賠償します。
- 3 1及び2が同時に生じた場合、受取遅延及び引渡遅延により直接生じた財産上の損害を運賃等の合計額の範囲内で賠償します。

第四条（利用の際の注意事項）

- 1 お届け希望日について
お届け希望日は、受取日から1週間の範囲で指定可能です。なお、お客様の都合により引渡しが1週間を超える場合、保管料を請求することがあります。
- 2 荷造りについて
小物等はお客様にて引受日までにダンボールへ詰めていただきます。荷造りが運送に適さないと当社が判断した場合、受取りをお断りし、または受取日を変更することがあります。

第五条（規約の変更等）

当店は、申込者への事前の通知なしに本規約を随時変更できるものとします。変更内容は、当社ホームページへの掲載等により申込者に告知します。

以上